

消防の動き



阪神・淡路大震災
地震防災対策検討委員会報告
ハロン抑制対策検討委員会報告

平成13年
5月号
No.363

消 防 庁

巻頭言	地域防災と消防団	3
特集 1	阪神・淡路大震災に係る地震防災対策検討委員会報告書の概要	4
特集 2	ハロン抑制対策検討委員会報告書の概要	8
特集 3	平成13年度独立行政法人消防研究所の事業概要	12
雑学キーワード	地震にまつわることわざあれこれ	16
トピックス	平成13年消防関係者春の叙勲伝達式	17
	平成13年消防関係者春の褒章伝達式	18
	消防庁防災訓練の実施	19
	独立行政法人消防研究所の一般公開	20
レポート	消防広域化基本計画の見直し	21
消防通信～北から南から	山梨県 峡南広域行政組合消防本部 「春の火災予防運動は土手の焼き文字で 火の用心」	23
コラム2001	気象庁マグニチュードの見直し	24
広報資料(7月分)	防災訓練に参加しましょう 25 花火による火災の防止 26 風水害への備え 27	
インフォメーション	災害ボランティア・データベースの運用開始 28 第4回全国消防広報コンクール実施要綱 29 4月の主な通知・通達 30 消防庁辞令 30 消防庁職員への感謝状の授与について 31 広報テーマ(5・6月分) 31 テレビ防災キャンペーン(6月分) 31	

■表紙

5月10日に行われた「平成13年消防関係者春の叙勲伝達式」

地域防災と消防団



消防課長 丸山 浩司

消防団は、地域防災の中核として活動していますが、時代が変化する中で、多くの課題に直面しています。しかし、その実態は、意外と国民に知られていません。

郡部の方がサラリーマン化は進行

昭和30年代までは、常備消防を備えた市町村は少なく、地域で消防といえば通常は消防団のことでした。その後、各地で消防の常備化が急速に進み、消防団の役割も変化してきました。しかし、消防団を取り巻く環境の変化は、これだけにとどまりません。

消防団員は、毎年減少していますが、大都市部では横這い又は微増という傾向になっています。団員数が減少しているのは、郡部の消防団です。この背景には、過疎化の進行や国民意識の変容といったことのほか、就業構造の変化もあります。若者が学校を卒業すると、就職して地域から出ていってしまうか、家に残っても就職先が地域外であるため、団員が確保しにくくなっていると推測されます。

消防団員のサラリーマン化ということもいわれますが、現在では、勤め人の方々が全体の約7割を占めるに至っています。しかも、その比率が高いのは、大都市部ではなく、郡部なのです。これらの地域では、平日の昼間に災害が発生しても、消防団活動に参加できない団員が増えるといった問題も起こっています。

ボランティアには参加したいが…

阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアに対する国民の関心は高まっています。大災害が発生した場合には、会社を休んでボランティアに参加する方々も見られるようになりました。

しかし、平常時から地域を守る消防団となると、参加意欲は必ずしも高まっていません。消防団の存在自体を知らない、あるいは平常時から拘束されるのを嫌うといった方々が少なくなひほか、消防団は特殊な世界という見方もあるように思われます。

これからの地域防災体制と消防団

阪神・淡路大震災以後、消防団の重要性が再認識されています。大地震が発生したときの人命救助、初期消火などでは、要員動員力をもち地域に密着した存在である消防団が大きな力を発揮します。また、住民の方々への平常時からの防災指導などでも、消防団が防災リーダーとして活躍しています。このほか、地域コミュニティの活性化の核となっている消防団も少なくありません。

消防庁としては、消防団の活性化に今後とも取り組んでいくこととしています。各市町村におかれても、時代の変化を見据えながら、地域防災体制と消防団の充実強化を積極的に推進していくことが望まれます。

特集 1

阪神・淡路大震災に係る 地震防災対策検討委員会報告書の概要

震災対策室

この報告書は、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災から5年が経過したことを踏まえて、今後における大規模地震災害に対応した消防防災体制のあり方を検討するため、平成12年4月に消防庁に設置された「阪神・淡路大震災に係る地震防災対策検討委員会」(委員長:伊藤滋東京大学名誉教授)での検討結果をまとめたものです。

その内容としては、阪神・淡路大震災以後に講じられた消防庁や地方公共団体等の各種施策の内容及び成果等の調査・検討に基づき、新時代に向けての消防防災施策の確立を目指して、(1)災害に強いまちづくり、

(2)迅速な災害応急対策の観点から、当面する課題を中心に24項目の提言が示されています。

主なポイントは、以下のとおりです。

1 「災害に強いまちづくり」

(1) 防災基盤の整備

- ① 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急5箇年計画が平成12年度末で期限切れとなることから、その実績等を踏まえ、さらに災害に強いまちづくりを推進するため、同計画に係る耐震性貯水槽等の消



倒壊した住宅

「自らの地域は自らが守る」という原点に戻り、地域の自主防災組織の活性化や消防団との連携が必要



倒壊したビル

防災対策の拠点となる公共施設をはじめ、事務所ビルや住宅等の建築物の耐震化が必要

防用施設整備に対する国の財政上の特別措置を継続し、充実強化することが必要である。

- ② 大規模災害時において、住民の避難場所や防災対策の拠点となる建物等の公共施設について耐震化が遅れており、これに係る技術基準を示し、耐震化計画等の策定に取り組むとともに、更なる財政支援の充実が必要である。
- ③ 防災基盤整備の推進に当たっては、消防防災部局と他部局の連携が必要である。

(2) 防災力の強化

平常時における予防対策の向上という観点から、市町村における地域防災計画の震災対策編の整備充実、被害想定の見直し、実践的な防災訓練及び職員に対する防災研修等の充実を図るとともに、自主防災組織の活動の活性化や消防団との連携強化、ボランティア活動環境の整備、住民に対する積極的な防災情報の提供等について充実が必要である。

2 「迅速な災害応急対策」

(1) 初動体制の確立

- ① 発災時における危機管理体制を確立するため、参集基準の明確化、24時間体制の整備、緊急参集のための待機宿舎整備等のより一層の推進が必要である。特に、市町村においては、円滑な初動体制を確立するため、24時間体制をとる消防部局が防災業務全体又は災害発生時の応急対策の中心を担うことが望ましい。
- ② 大規模災害時、現地において発災時の情報収集体制を確立するとともに、適切な情報提供を行う必要がある。さらに、迅速かつ的確に被害情報を収集・伝達するため、消防防災機関相互の情報伝達手段として、一般の回線に影響されず、都道府県を越えて使用可能な地域衛星通信ネットワークが極めて有効であることから、早急に全国整備を終了し、被災状況などを映像により把握することが、応急対策上非常に有効な情報手段であるので、画像伝送システムについても早急に整備を行う必要がある。



道路を分断する高架線路

応急活動や広域応援の実施には、被害情報の早期把握と共有化が必要

(2) 応急体制の充実

応急活動及び被災者対策を迅速かつ円滑に行うため、

- ① 消防活動に係る施設・資機材について、耐震性貯水槽の整備など消防水利の整備や消防・救急無線のデジタル化の一層の促進等が必要である。
- ② 多数の動員を要する大規模災害時において、消防団の果たす役割は特に重要である。また、地域防災のリーダーとして多くの知識・技術を有していることから、自主防災組織等との連携を積極的に進めるとともに、資機材等の充実も必要である。さらに、自主防災組織等の災害対応力の向上も図る必要がある。
- ③ 消防・防災ヘリコプターについては、大規模災害時の状況を踏まえ、
 - ア 応援活動を迅速かつ円滑に行うため、ヘリコプター活動全般にわたって必要な事項をあらかじめ定めておくことなどが有効である（総合的運用）。
 - イ 市街地火災における空中消火のあり方として、消火戦術としての実践上の諸課題を踏まえ、さらに検討を進める。

ウ 公園等を臨時着陸場として活用するための関係機関との連携や夜間運行体制の構築に努める必要がある。

エ 救急搬送については、その体制の構築と実績の積み重ねが必要である。

- ④ 被災者対策としては、情報提供のあり方として、行政機関とマスコミとの有機的連携や防災行政無線（同報系）とコミュニティFM・CATVの活用を図るとともに、インターネットの活用についても災害時の活用方策を広い視野で十分検討することが必要である。また、避難時の対応として、生活関連物資の確保、避難所における広報・広聴対策などについて効果的な取り組みが必要である。

また、災害時要援護者（災害弱者）については、災害時に的確な対応ができるよう、情報伝達や避難誘導方法等を検討しておく必要がある。

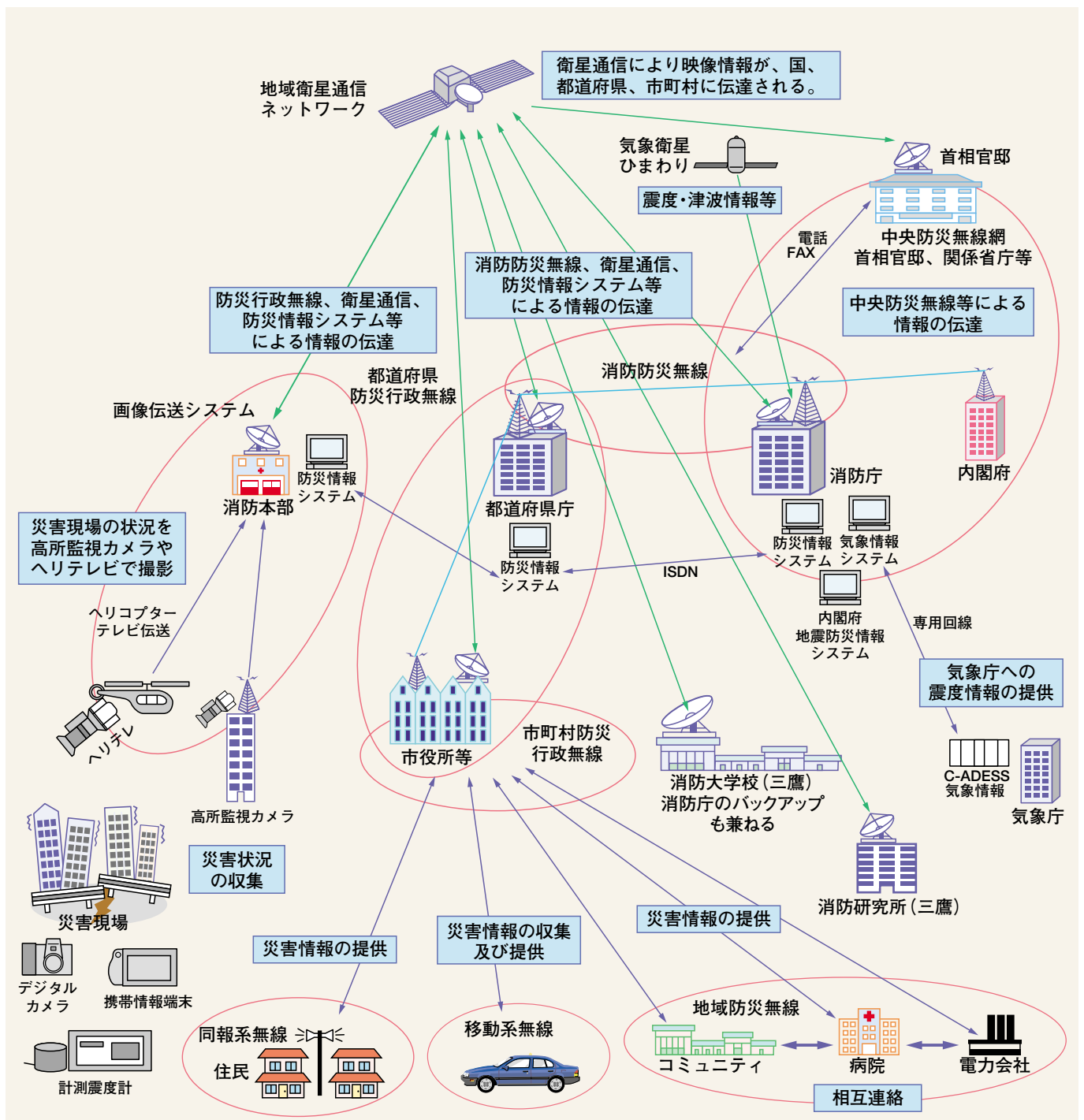
(3) 消防応援の推進

広域応援体制の充実という観点から、

- ① 消防の連携体制のあり方として、大規模災害等発生時における消防部隊の指揮調整等について、より効果的となるようさらに工夫検討を加えることが必要である。
- ② 緊急消防援助隊については、合同訓練の定期的な実施、救命活動を行う医師との連携、受援計画の策定、活動を支援するための情報システムの整備等を推進する必要がある。

以上、主な点について述べてきましたが、この報告

防災情報通信ネットワークの現状



書の提言は、消防防災部門に携わる方々に対し、新たな時代への消防防災体制のあり方を問うものと考えております。この提言が地方公共団体、消防機関等において、今後の施策の展開に役立てていただければ幸いです。

なお、詳しくは「阪神・淡路大震災に係る地震防災対策検討委員会報告書」(平成13年3月)を御覧ください。

特集2

ハロン抑制対策検討委員会報告書の概要

予防課

ハロン（ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301をいう。以下同じ。）は、高絶縁性、低毒性、高浸透性、低汚損性等の利点を有する消火剤であり、コンピュータ室、通信機器室、駐車場等の防火対象物の消火システム、消火器、厨房等の自動消火システム、エアゾール式簡易消火具の消火剤として、一般家庭を含め幅広く使用されています。

しかしながら、ハロンはオゾン層を破壊する性質を有することから、オゾン層の保護のためのウィーン協定に基づき、モントリオール議定書においてオゾン層破壊物質として指定され、先進国における生産全廃等の措置が講じられています。また、我が国においても、ウィーン条約を受けた国内法の整備のほか、ハロンの回収・再利用を円滑に行うためのハロンバンク制度の運用、ハロン代替消火剤の開発・普及等が行われています。

消防庁では、これらの情勢を踏まえ、ハロン等抑制対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設立し、

平成2年度より、ハロン抑制対策、ハロン代替消火剤への対応等についての検討を行っているところです。

以下に本委員会報告書平成12年度版の概要について述べます。

1 ハロン抑制対策について

(1) ハロンバンク

日本国内におけるハロンバンクマネジメントについては、平成4年11月に開催された第4回モントリオール議定書締約国会合の決議を受けて、消防庁の指導により、ハロンバンク推進協議会（以下「協議会」という。）が平成5年7月19日に設立され、平成6年3月より運用が行われています。

協議会の目的は、ハロンの回収、再生及び再利用を的確に実施し、もって大気中へのハロンのみだりな放出を防止するとともに、使用の合理化を図ることにより、地球環境の保全に寄与することとされています。

ハロンデータベース登録状況

	件数	消火剤名	件数	容器本数	消火剤量(kg)
消火設備	33,360	ハロン1211	41	395	15,125
		ハロン2402	604	993	288,336
		ハロン1301	32,715	289,958	15,712,122
消火装置	12,201	ハロン1211	12	23	719
		ハロン2402	146	1,072	25,327
		ハロン1301	12,043	30,583	929,378
消火器	9,785	ハロン1211	618	7,704	34,430
		ハロン2402	160	2,061	4,050
		ハロン1301	9,007	69,658	166,215
合計	55,346	ハロン1211	671	8,122	50,274
		ハロン2402	910	4,126	317,713
		ハロン1301	53,765	390,199	16,807,715

協議会では、ハロン消火設備・機器の設置状況についての調査を行っているが、現在消火設備・機器として使用されているハロンの総量は、現在のところ約1万7,000tとなっています。

ハロンの回収を的確に行うため、協議会では、関係団体への通知により、ハロンに係る回収の徹底を図ってきた結果、平成11年度に約85tのハロンを回収し、平成12年度においては約85t以上の回収量を予想しているところです。

また、ハロンの供給については、新設又は増設のハロン消火設備・機器への供給については、代替消火設備・機器の可能性、人命危険性を勘案して、協議会で承認することとしています。

(2) 消防機関でのハロンへの対応

消防機関においては、立入検査等の際に、ハロンの確かな回収等が行えるよう、次の指導をすることとしています。

- ① ハロン消火設備等の設置業者等に対して、ハロン容器に注意書シールを貼付するよう指導すること。
- ② 立入検査等の際に、防火対象物等におけるハロン容器の設置状況の確認を行い、ハロン容器の適切な管理を指導すること。
- ③ ハロン容器を廃棄する際には、注意書シールの注意事項を遵守するよう指導すること。
- ④ ハロン容器の新設、移動又は補充の際に、協議会に設けられたハロン管理委員会において、ハロン供給の承認がなされていることを確認すること。

2 国家ハロンマネジメント戦略

平成10年11月に開催された第10回モンテリオール議定書締約国会合において、各締約国は「国家ハロンマネジメント戦略」を策定し、国連環境計画オゾン事務局へ提出することが決議され、平成11年度に委員会で検討した結果を踏まえ、平成12年7月末に提出されました。

国家ハロンマネジメント戦略の概要

○我が国における取組の現状

- 1 ハロンは、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置される消火設備・機器等の消火剤として使用されている。
- 2 1990年6月の第2回モンテリオール議定書締約国会合の決議を踏まえ、国内法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)により、1992年1月1日から、特定ハロンの製造等の規制が実施されている。
- 3 1991年には、主として防火対象物、危険物施設等に設置されているハロン消火設備・機器等について、その設置場所、使用量等に係る調査が消防庁により実施され、データベースが構築されている。

また、1992年1月1日以降、新たに設置するハロン消火設備・機器等については、防火安全上の必要性の観点を踏まえつつ、その使用抑制の取組が実施されている。

船舶においては、1994年10月1日以降の新造船へのハロン系消火設備・機器の設置を禁止した。

- 4 1992年11月の第4回モンテリオール議定書締約国会合の決議を踏まえ、ハロンの回収・再利用等を実施するため、1993年にハロンバンク推進協議会が設立された。
- 5 1994年1月1日以降においてハロンの生産等が全廃されたことを踏まえ、ハロンバンク推進協議会を中心としてハロンの適正な管理、回収・再利用、リサイクルハロンの活用による必要量の供給が、関係者の自主的な取組のもと行われている。

○戦略の基本方針

我が国においては、消防法により、ハロン消火設備・機器の適正な設置・維持が確保され、不用意な放出防止、排出抑制に効果をあげている。

さらに、関係者の自主的な取組により、ハロンバンク推進協議会を中心として、ハロンの管理、回収・再利用、無害化等についての確かつ円滑な運用・取組が行われており、オゾン層保護の観点から十分かつ最適なハロン排出抑制が図られていることから、現状をベースとしつつ、次に掲げる事項について重点的な取組を図ることとする。

- 1 ハロンデータベースの信頼性を引き続き確保していくとともに、適正な管理の推進を図る。
- 2 施工、維持管理、回収等に伴う不用意な放出を防止する。
- 3 ハロン消火設備・機器の新設は、防火安全上必要な用途について認める。
- 4 既存のハロン消火設備・機器については、建物及び移動体のライフサイクルと整合を図りつつ、ハロンの補充を継続する。
- 5 既存のハロン消火設備・機器が廃止・撤去される場合には、ハロンを的確に回収する。
- 6 防火安全及びハロン排出抑制の観点から、再利用することが必要な回収ハロンは、品質を確認のうえ、供給用として管理する。
- 7 不要、余剰となったハロンは、無害化(破壊)のうえ廃棄する。この場合において、技術的・制度的観点から、有効な回収・破壊技術の確立について整備を図る。
- 8 防火安全を確保しつつ、環境保護、実用性の観点から、ハロン代替に向けた有効な取組を促進する。

3 クリティカルユースについて

(1) クリティカルユースの考え方

クリティカルユース（ハロンの使用を認めることのできる限定的な使用法）の基本的な考え方については、平成3年に抑制通知により抑制対象を示しているところですが、他の消火設備による代替性や、不特定の者の利用の有無などを考慮して、次の3点に従って整理することとし、明確化を図ることとしました。

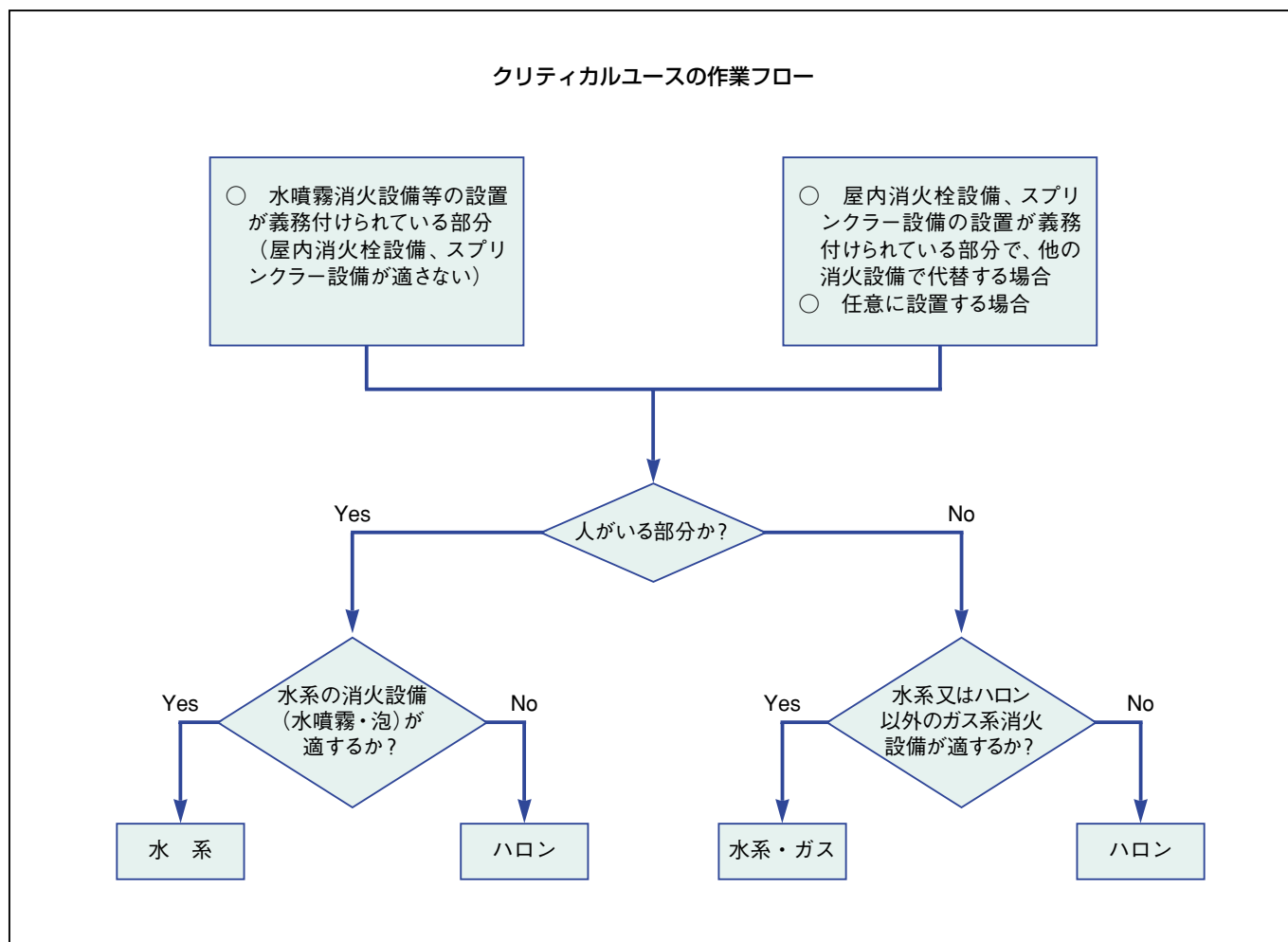
- ① 防火対象物全体で考えるのではなく、消火設備を設置する部分ごとに必要性を検討する。
- ② 人命安全の確保を第一に考え、人の存する部分か否かで区分する。
- ③ 他の消火設備によることが適当でない場合に設置できることとする。

以上の考え方による、クリティカルユース（ハロンの使用を認めることのできる限定的な使用法）の判断フローを示すと、次ページの図のとおりになります。

(2) クリティカルユースの判断について

「国家ハロンマネジメント戦略」を踏まえ、防火対象物以外を含め、クリティカルユースの当否に係る判断を行う方法について委員会で検討を行った結果、次のようにするのが適当としました。

- ① 消防法の対象となる消防関係については、防火対象物の関係者の申請により、協議会のハロン管理委員会で個別に判断を行う。
- ② 消防法の対象外については、各所管省庁で個別にクリティカルユースの判断を行い、一年ごとにクリティカルユースへの供給量をハロンバンク協議会へ報告し、その使用実態をとりまとめることとする。



(3) ハロンの注意書きシール

今後、ハロンの回収・リサイクルを適切に推進していくために、現在ハロンの容器に貼付されている注意書きシールの記述内容についても見直しを行い、次の案を提案しました。

ハロン等抑制検討委員会では、今後もハロンに係る

検討課題として、クリティカルユース量の推定、ハロンのストック量のバランスの検討等を通じて、ハロンの適正な管理のための長期的ビジョンの検討などを含め、平成13年度以降もさらに消防関係分野についての検討を進めることとしています。

オゾン層の保護にご協力下さい

オゾン層を保護するため消火以外にはハロンを放出しないで下さい。
ハロンの設置量・設置場所はデータ管理されています。
不要になったハロンは、リサイクル又は破壊することが必要ですので、撤去する10日前までに所轄消防署又は下記のハロンバンク推進協議会まで連絡して、ハロンの回収にご協力下さい。

ハロンバンク推進協議会 TEL. 03-5404-2180